

○ 特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百二十八号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第七章 略」</p> <p>第八章 暗号等資産等の特則（第二十一条）</p> <p>第九章 「略」</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一～十五 略」</p> <p>十六 暗号等資産 法第二十条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。</p> <p>「十七～五十五 略」</p> <p>五十六 暗号等資産関連取引 暗号等資産に係る店頭デリバティブ取引若しくは暗号等資産等の貸借又はこれらに類似する取引をいう。</p> <p>「五十七～七十九 略」</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第七章 同上」</p> <p>第八章 暗号資産等の特則（第二十一条）</p> <p>第九章 「同上」</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一～十五 同上」</p> <p>十六 暗号資産 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。</p> <p>「十七～五十五 同上」</p> <p>五十六 暗号資産関連取引 暗号資産に係る店頭デリバティブ取引若しくは暗号資産等の貸借又はこれらに類似する取引をいう。</p> <p>「五十七～七十九 同上」</p>

(控除すべき固定資産等)

第六条 「略」

〔2〕7 略

8 第五項第一号の有価証券等に係る市場リスク相当額は、当該有価証券等の時価額に、次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める率を乗じて得た額とする。

区分	率
「略」	
暗号等資産等	「略」
「略」	

(市場リスク相当額の算出)

第七条 「略」

〔2〕4 略

5 前項のリスク・カテゴリーは、次に掲げる五種類とする。

〔一〕四 略

五 暗号等資産リスク(暗号等資産及びその派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション(以下「暗号等資産等」という。))の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。)

〔6〕8 略

(控除すべき固定資産等)

第六条 「同上」

〔2〕7 同上

8 第五項の有価証券等に係る市場リスク相当額は、当該有価証券等の時価額に、次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める率を乗じて得た額とする。

区分	率
「同上」	
暗号資産等	「同上」
「同上」	

(市場リスク相当額の算出)

第七条 「同上」

〔2〕4 同上

5 「同上」

〔一〕四 同上

五 暗号資産リスク(暗号資産及びその派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション(以下「暗号資産等」という。))の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。)

〔6〕8 同上

(標準的方式)

第八条 標準的方式を用いて算出する市場リスク相当額は、この条から第十三条の二までの規定により算出した株式リスク相当額、金利リスク相当額、外国為替リスク相当額、コモディティ・リスク相当額及び暗号等資産リスク相当額の合計額とする。

[2・3 略]

4 前項のガンマ・リスク相当額は、各オプション取引等について、次の算式により算出したガンマ・インパクトを、原資産が同一であるオプション取引等ごとに合計したもののうち、負であるものの絶対値の合計額とする。

$$\text{ガンマ・インパクト} = \frac{1}{2} \times \text{ガンマ} \times VU^2$$

(注) VUは、次の表に掲げる原資産の区分に応じ同表に定める算出方法により算出した値とする。

原資産の区分	VUの算出方法
[略]	
暗号等資産等	[略]

[5～11 略]

(暗号等資産リスク相当額)

第十三条の二 暗号等資産リスク相当額は、暗号等資産等について

(標準的方式)

第八条 標準的方式を用いて算出する市場リスク相当額は、この条から第十三条の二までの規定により算出した株式リスク相当額、金利リスク相当額、外国為替リスク相当額、コモディティ・リスク相当額及び暗号資産リスク相当額の合計額とする。

[2・3 同上]

4 [同上]

$$\text{ガンマ・インパクト} = \frac{1}{2} \times \text{ガンマ} \times VU^2$$

(注) VUは、次の表に掲げる原資産の区分に応じ同表に定める算出方法により算出した値とする。

原資産の区分	VUの算出方法
[同上]	
暗号資産等	[同上]

[5～11 同上]

(暗号資産リスク相当額)

第十三条の二 暗号資産リスク相当額は、暗号資産等について、暗

、暗号等資産等ごとに算出したネット・ポジションの時価額に百パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

2 暗号等資産リスク相当額の算出に当たっては、同一の暗号等資産等のロング・ポジション及びショート・ポジションについて、直近の一年間又はそれ以上の期間の価格変動の間の相関係数が十分の九以上である場合には当該ポジションの対当額を相殺することができ。この場合において、相関係数が十分の九以上であることを説明した書類を保存しなければならない。

(乗数)

第十五条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、暗号等資産等に係る市場リスク相当額を算出するための内部管理モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数に応じ、同表の下欄に定める値とする。

「表略」

「3・4 略」

(一般市場リスク相当額を算出するための内部管理モデル方式の承認の基準)

第十七条 「略」

2 「略」

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

「一〇四 略」

号資産等ごとに算出したネット・ポジションの時価額に百パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

2 暗号資産リスク相当額の算出に当たっては、同一の暗号資産等のロング・ポジション及びショート・ポジションについて、直近の一年間又はそれ以上の期間の価格変動の間の相関係数が十分の九以上である場合には当該ポジションの対当額を相殺することができる。この場合において、相関係数が十分の九以上であることを説明した書類を保存しなければならない。

(乗数)

第十五条 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、暗号資産等に係る市場リスク相当額を算出するための内部管理モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数に応じ、同表の下欄に定める値とする。

「同上」

「3・4 同上」

(一般市場リスク相当額を算出するための内部管理モデル方式の承認の基準)

第十七条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇四 同上」

五 マーケット・リスク・ファクター（市場リスク相当額の算出の対象となる取引の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下この号及び次号において同じ。）については、金利、株式、外国為替、コモディティ及び暗号資産に関するものを設定すること。そのうち、金利については、六以上のマーケット・リスク・ファクターを設定すること。

〔六・七 略〕

八 金利、株式、外国為替、コモディティ及び暗号資産の各リスク・カテゴリ間において、ヒストリカル・データから計測される相関関係に基づいてポジション同士を相殺する場合には、これを合理的に説明した事項を記載した書類を作成し、保存すること。

九 「略」

（取引先リスク相当額の算出）

第十九条 取引先リスク相当額は、次の各号に掲げる額に第三項に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、第十八条の二の規定により、証券化証券等が自己資本控除とされる場合の取引先リスク相当額は零とする。

一 次の表に掲げる取引（現先取引及び貸借取引を除く。）の区分及び期間の区分に応じ、同表に定める掛目を想定元本の額に乗じて得た額（以下この条において「アドオン」という。）及びこれらの正の値をとる再構築コストの額の合計額

五 マーケット・リスク・ファクター（市場リスク相当額の算出の対象となる取引の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下この号及び次号において同じ。）については、金利、株式、外国為替、コモディティ及び暗号資産に関するものを設定すること。そのうち、金利については、六以上のマーケット・リスク・ファクターを設定すること。

〔六・七 同上〕

八 金利、株式、外国為替、コモディティ及び暗号資産の各リスク・カテゴリ間において、ヒストリカル・データから計測される相関関係に基づいてポジション同士を相殺する場合には、これを合理的に説明した事項を記載した書類を作成し、保存すること。

九 「同上」

（取引先リスク相当額の算出）

第十九条 「同上」

一 「同上」

取	引	期	間	掛目(パーセント)
[略]				
暗号等資産関連取引	[略]	[略]	[略]	
[略]				

一 「(注1)～(注3) 略」

二 「略」

三 次の表に掲げる資産等の区分に応じ、同表に定める与信相当額

資	産	等	与	信	相	当	額
[略]							
暗号等資産	[略]						
[(注1)～(注10) 略]							
[四・五 略]							
[2～9 略]							

(承認の基準)

第十九条の四 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第十九条の二第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一～八 略

九 金利、為替、株価、コモディティ価格、暗号等資産価格その他

取	引	期	間	掛目(パーセント)
[同上]				
暗号資産関連取引	[同上]	[同上]	[同上]	
[同上]				

一 「(注1)～(注3) 同上」

二 「同上」

三 「同上」

資	産	等	与	信	相	当	額
[同上]							
暗号資産	[同上]						
[(注1)～(注10) 同上]							
[四・五 同上]							
[2～9 同上]							

(承認の基準)

第十九条の四 「同上」

一～八 同上

九 金利、為替、株価、コモディティ価格、暗号資産価格その他

他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

〔十〇十三 略〕

(基礎的リスク相当額)

第二十条 基礎的リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 「略」

二 暗号等資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の保有又は管理をする場合にあつては、次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額

イ 算出基準日において、暗号等資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法（以下「コールド・ウォレット等」という。）により管理されていない、又は管理されていることが確認できない暗号等資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の時価額の合計額

ロ 算出基準日を含む直近六十営業日において、コールド・ウォレット等により管理されていない、又は管理されていることが確認できない暗号等資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の時価額の合計の平均値

の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

〔十〇十三 同上〕

(基礎的リスク相当額)

第二十条 「同上」

一 「同上」

二 暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の保有又は管理をする場合にあつては、次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額

イ 算出基準日において、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法（以下「コールド・ウォレット等」という。）により管理されていない、又は管理されていることが確認できない暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の時価額の合計額

ロ 算出基準日を含む直近六十営業日において、コールド・ウォレット等により管理されていない、又は管理されていることが確認できない暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の時価額の合計の平均値

「2」4 略」

第八章 暗号等資産等の特則

(暗号等資産等の特則)

第二十一条 第七条、第十九条、第十九条の二及び前条の規定にかかわらず、一の暗号等資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額が当該暗号等資産等の時価額を超える場合には、その超える額を当該合計額から控除することができる。

「2」4 同上」

第八章 暗号資産等の特則

(暗号資産等の特則)

第二十一条 第七条、第十九条、第十九条の二及び前条の規定にかかわらず、一の暗号資産等に係る市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の合計額が当該暗号資産等の時価額を超える場合には、その超える額を当該合計額から控除することができる。

備考 表中の「」の記載は注記である。